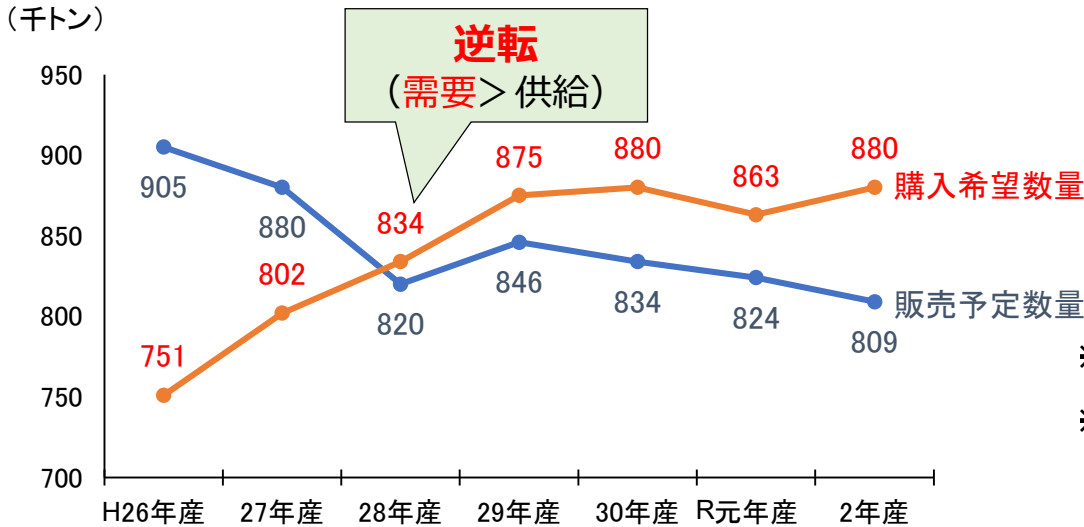


小麦、大豆等の需要の拡大状況

- 国産小麦については、新商品開発等による実需ニーズの高まりにより、28年産以降、需要が供給を逆転。
- 国産大豆も、ほぼすべての業界において、実需者は使用量を増加させる見通し。
- 国産麦・豆の活用は、商品の付加価値を向上させるため、実需者のニーズは堅調。

国産小麦の販売予定数量及び購入希望数量の推移



資料：民間流通連絡協議会調べ

国産小麦を使った商品等の取組事例

- ・「ゆめちから」や「きたほなみ」といった国産小麦を使用した食パンや菓子パン等の商品が販売。
- ・全国展開のA社は、餃子と麺類に使用している小麦粉を100%国産へ切替。



食用大豆の需要見込み

H29年実績数量 (千トン)	うち 国産	H30年 実績数量 (千トン)	R元		R2		R5	
			需要見込み	うち 国産	需要見込み	うち 国産	需要見込み	うち 国産
988	245	989	101%	102%	101%	104%	103%	107%

- ※ H29年、H30年実績数量は、食料産業局食品製造課推計 (H29年の「うち国産」については穀物課推計)。
- ※ R元年以降の需要見込みは各業界団体からのアンケート結果 (n=134) を基に、穀物課推計。需要見込みについては、H30年実績数量を基準とした比率。

国産大豆を使った商品事例

通常の豆乳

280円/1L

北海道産大豆
使用豆乳

350円/1L

通常の豆腐

96円/個

北海道産大豆
使用豆腐

136円/個

1.3倍 1.4倍

資料：キッコーマンホームページ
注：価格は希望小売価格

資料：Amazonホームページ

<対策のポイント>

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする収入保険制度を実施します。

<事業目標>

収入保険の加入経営体数の増加（10万経営体〔令和4年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

- 1. 農業経営収入保険料国庫負担金** 9,701 (4,179) 百万円
 保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。
- 2. 農業経営収入保険特約補てん金造成費交付金** 6,129 (15,089) 百万円
 積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。
- 3. 農業経営収入保険事業事務費負担金** 1,472 (1,246) 百万円
 収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会（全国連合会）に対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担します。
- 4. 収入保険加入推進支援事業** 393 (360) 百万円
 全国連合会の業務委託先のほか、JA、集荷業者、農業会議、法人協会などの関係機関が推進体制（都道府県協議会）を構築して取り組む収入保険の加入推進活動を支援します。

- 5. 収入保険事務処理システム整備加速化支援事業**
 【令和2年度第3次補正予算】330 百万円
 農林水産省が整備を進める共通申請サービスを利用して収入保険の加入申請等ができるよう、全国連合会が行う収入保険システムの整備に係る経費を支援します。

<事業の流れ>

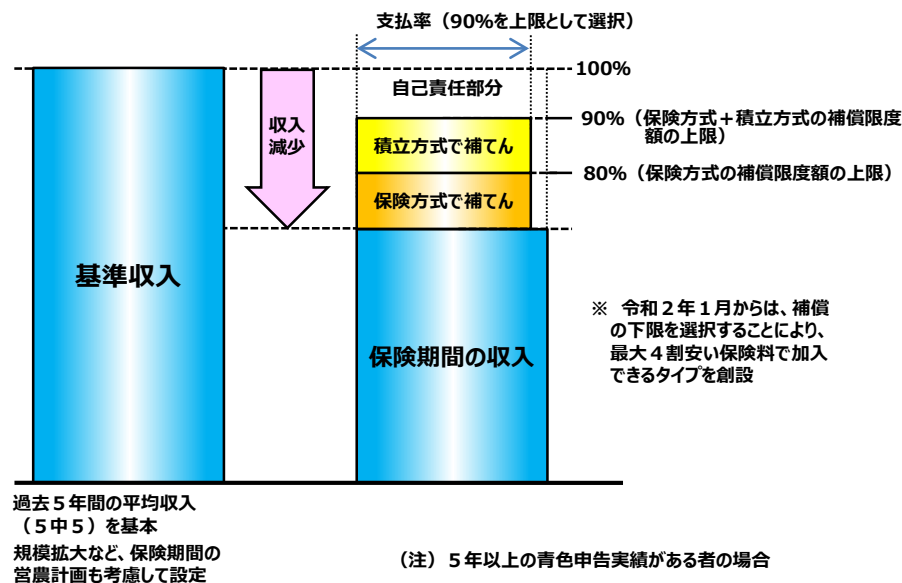


【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補てん金）」の組合せで補てんします。



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。

(1) 交付対象者

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません）。

※ 集落営農の要件は、2要件（①組織の規約の作成②対象作物の共同販売経理の実施）に緩和し、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、市町村が確実に行われると判断するものとします。

(2) 対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょです。

※ 1 ビール麦、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。
※ 2 てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産されるものが対象です。

【10a当たり標準的収入額とは】
直近5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

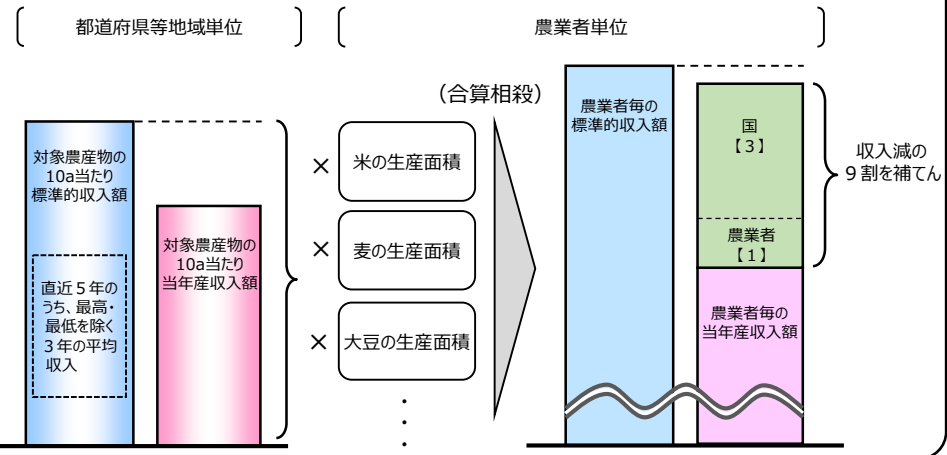
【10a当たり当年産収入額とは】
当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

(3) ナラシ対策の仕組み

- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

補てん額 = (標準的収入額 - 当年産収入額) × 0.9

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の抛出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



(4) 収入保険との関係

- 農業者は、収入保険かナラシ対策のどちらかを選択して加入することができます。

<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、**民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援**します。

<政策目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現

<事業の内容>

全国事業

1. 業務用米、輸出用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、**民間団体が行う業務用米や輸出用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会等を支援**します。

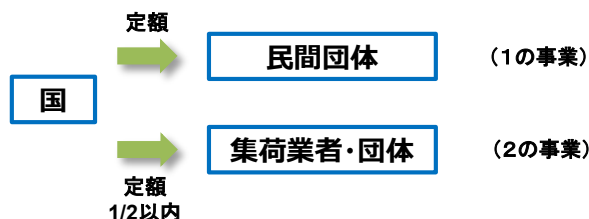
産地

2. 周年供給・需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します。

- ① 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（収穫前契約、複数年契約の場合は追加的に支援。酒造好適米の保管経費の支援対象期間を拡大。）
 - ② 主食用米を輸出向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
 - ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
 - ④ 主食用米を非主食用へ販売する取組
- また、米の流通合理化を進めるため、玄米の推奨規格フレコンを活用した輸送モデル実証を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 業務用米、輸出用米等の安定取引拡大支援

〔業務用米取引セミナー〕



〔展示商談会〕



〔輸出用米商談会〕



2. 周年供給・需要拡大支援

